

議案第 66 号

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 12 月 6 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、職員の介護休暇における要介護者の範囲が改められたため、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年山都町条例第36号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「配偶者等」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者」に改め、同条第3項中「第21条」を「第24条」に改める。

第15条の2第3項中「第21条」を「第24条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年山都町条例第36号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者等)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護時間については、山都町一般職の職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護時間については、山都町一般職の職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第24条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>